

佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、佐渡市耐震改修促進計画に基づき、ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぐため、ブロック塀等の撤去等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

市内における組積造又は補強コンクリートブロック造による塀及び門柱をいう。

(2) 通学路等

市内小中学校において通学の用に供する経路、住宅若しくは事業所等から佐渡市地域防災計画による避難場所等へ至る経路又はこれらに準ずる経路として市長が認めたものをいう。

(3) 耐震診断

地震に対する安全性を評価することをいい、「ブロック塀等の点検のチェックポイント（平成30年6月21日付け国住指第1130号）」に基づく点検を含むものをいう。

(4) 撤去等

ブロック塀等の基礎を除き、塀の全部を撤去すること、ブロック塀等が接する通学路等からの高さを1メートル未満にすること（以下、「一部撤去」という。）又はブロック塀等の全部を撤去した後に建築基準法（昭和25年法律第201号）等法令で規定された構造に適合する塀等を築造すること（以下「撤去後築造」という。）をいう。

(5) 補助事業

補助金の交付の対象となるブロック塀等の撤去等及びそれに関する事務をいう。

(補助事業の要件)

第3条 補助事業の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、通学路等に接して設けられ、通学路等からの高さが1メートル以上のブロック塀において、耐震診断の結果、倒壊等の危険性があると判断されたものに対する撤去等とする。ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。

(1) 他の補助事業を受けて、撤去等が行われるもの。

(2) 販売を目的とし、整地や解体工事をする際に撤去等が行われるもの。

(3) 同一敷地内において、既に当該補助金が交付されているもの。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- （１） 当該ブロック塀等を所有又は管理していること。
- （２） 市税の滞納がないこと。
- （３） 佐渡市暴力団排除条例（平成 24 年佐渡市条例第 33 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当しないこと。
- （４） 別表第 1 の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止起案を経過していないものでないこと。

（補助事業の募集）

第 4 条 市長は、期間を定めて補助事業の募集をする。

2 市長は、補助事業の募集に当たっては、募集要領等を定めて公表する。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、10 万円を超えない額とする。ただし、基礎の工事に要する経費は補助対象外とする。

2 前項に掲げる補助金の額は、1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その額が 1,000 円未満であるときはその全額を交付しないものとする。

（令 3 告示 73・令 6 告示 120・一部改正）

（交付申請）

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付申請を行う場合においては、補助対象工事を行う前に、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による添付書類は、次のとおりとする。

- （１） 申請者の他に、ブロック塀等を所有する者又は共有する者がある場合、その所有者の同意書を添付しなければならない。
- （２） そのブロック塀等に危険性があることが確認できるよう、ブロック塀等点検表及び外観写真を添付しなければならない。

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して危険ブロック塀撤去等事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助事業者に通知する。

(補助事業者の責務)

第8条 補助事業者は、法令及びこの告示（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 交付の決定を受ける前に補助事業に着手してはならない。

3 補助事業は、原則として交付の決定を受けた年度内に完了させなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（ただし、撤去後築造において10年間）保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(補助事業の内容変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、危険ブロック塀撤去等事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、補助金の額を変更しないときは、この限りではない。

(1) 変更内容に関する書類

(2) 危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定通知書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、危険ブロック塀撤去等事業改修費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 第7条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、危険ブロック塀撤去等事業補助金実績報告書（様式第7号）に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

3 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績

が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。

（補助金額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、この報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第 13 条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された危険ブロック塀撤去等事業補助金交付請求書（様式第 9 号）により補助金を支払うものとする。

（中止又は廃止の承認）

第 14 条 市長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者から危険ブロック塀撤去等事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 10 号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第 11 条から前条までの規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（2）第 8 条に規定する責務に違反したとき。

（3）その他法令等に違反したとき。

（4）本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 第 1 項の規定は、第 12 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（令 3 告示 73・一部改正）

（補助金の返還等）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第 12 条の規定により額の確定をした場合（第 14 条第 2 項において準

用する場合を含む。)において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通ずるものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、危険ブロック塀撤去等事業補助金返還命令書(様式第12号)により行う。

(財産処分に係る補助金返還)

第17条 取得財産等の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第2のとおりとする。

(加算金)

第18条 市長は、前条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けた補助事業者に対して、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて徴収するものとする。

2 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が、返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、危険ブロック塀撤去等事業補助金返還に係る加算金(免除・減額)申請書(様式第13号)により行うものとする。

(延滞金)

第19条 市長は、補助事業者が返還すべき補助金を第16条第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて徴収するものとする。

2 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、危険ブロック塀撤去等事業補助金返還に係る延滞金(免除・減額)申請書(様式第13号)により行うものとする。

(補助金交付の停止)

第20条 市長は、補助事業者が別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、

同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、危険ブロック塀撤去等補助金停止通知書（様式第 14 条）により補助事業者に通知するものとする。

3 別表第 1 に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表第 1 に定める停止期間の 2 倍の期間とする。

（財産の管理及び処分の制限）

第 21 条 補助事業者は、補助金の交付により効用の増加した財産（以下単に「財産」という。）を、市長の承認を受けずに、補助金交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保し、又は取壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、補助事業完了後 5 年（ただし、撤去後築造において 10 年）を経過し、かつ、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間が経過しているときは、この限りではない。

2 財産等の処分に係る補助金の返還額を算定する基準は、別表第 2 のとおりとする。

（令 3 告示 73・一部改正）

（事故の報告）

第 22 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、危険ブロック塀撤去等事業補助金に係る事故報告書（様式第 15 号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（報告及び調査）

第 23 条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに危険ブロック塀撤去等事業補助金遂行状況報告書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第 15 条及

び第 16 条の規定を準用する。

（事業遅延の報告）

第 24 条 補助事業者は、補助事業の完了が当初の事業計画より遅れることが明らか
な場合は、危険ブロック塀撤去等事業補助金遅延報告書（様式第 17 号）により、
速やかに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、速やかに、
補助事業者に対して必要な措置を取るものとする。

（所管）

第 25 条 この事業の事務は、建築住宅課において所掌する。

（令 4 告示 124・一部改正）

（その他）

第 26 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が
別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、
この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、
同日後も、なおその効力を有する。

（令 3 告示 73・令 6 告示 120・一部改正）

附 則（令和 3 年 3 月 9 日告示第 73 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定
は、公表の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日告示第 124 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日告示第 120 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定
は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 20 条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 36 月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 12 月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、その違反行為の態様が悪	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から 8 月

質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき。	
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

別表第2（第17条関係）

補助対象財産処分に係る補助金返還算定基準

区分		承認条件	返還額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	返還（ただし、備考欄の場合は補助金返還は不要とし、財産の状況を報告すること。）	目的が使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、かつ、補助対象財産の遊休期間内に一時使用する場合は、返還を要しない。
	補助事業を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合	返還	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	返還	
譲渡	有償	返還	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
	無償	返還（ただし、備考欄の場合は補助金返還は不要とし、財産の状況を報告すること。）	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、返還を要しない。
交換	下取り交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること。		新規購入するものは、当初の補助対象財産の要件を備えているものに限る。
	下取り交換以外の場合	交換差益額を返還	交換差益額に補助率を乗じた金額を返還する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償（遊休期間内の一時貸付け）	収益について返還、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を返還する。	

	無償（遊休期間内の一時貸付け）	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。		
	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
担保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。		
	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	
取壊し、廃棄		返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を返還する。	

佐渡市長

様

申請者 住 所
氏 名
メールアドレス

危険ブロック塀撤去等事業補助金交付申請書

危険ブロック塀撤去等事業補助金について、補助金 円を交付されるよう、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

撤去等を行うブロック塀等について、該当する項目の□に✓を付け、 に数字（端数がある場合は、小数第 2 位を切り捨て、少数第 1 位まで）を記入してください。

- (1) 申請者は、□所有者 □管理者 です。
 (2) □避難路 □通学路 に隣接しています（複数選択可）。
 (3) 道路からの高さは m です。
 (4) □撤去 □一部撤去 □撤去後築造 します。
 (5) 撤去する塀は、高さ m、長さ m です。
 (6) 撤去後に築造する塀は、高さ m、長さ m です。
 (7) □①から③までの項目に該当しません。
 ①市税等を滞納している者
 ②他の補助事業を受けて、撤去等を行う者
 ③販売を目的とし、整地や解体工事をする際に撤去等を行う者

全体工事費 円	補助対象工事に要する経費（a） 円	補助金交付申請額 （a）× 2 / 3 = 円
----------------	--------------------------	-----------------------------------

予定工期 年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- (1) 住民票の写し（個人のみ）
 (2) 市税等の納税証明書の写し（個人のみ）
 (3) 同意書（申請者の他に共有者がいる場合）
 (4) 誓約書
 (5) 耐震診断の結果（別紙 3 「ブロック塀等の点検表」等）
 (6) 外観写真
 (7) 図面（塀等の所在地、配置、規格、数量等がわかるもの）
 (8) 見積書の写し（補助対象工事に要する経費とその他が区分できるもの）
 (9) その他市長が必要と認める書類

※ メールアドレスをご記入いただいた場合は、補助金交付額確定後の交付請求書をメールにより提出することが可能です。

別紙 1（様式第 1 号関係）

同意書

申請者 _____ が、下記の危険ブロック塀等の撤去等を行うことについて、同意します。

記

ブロック塀等の所在地

年 月 日

（共有者）

住 所

氏 名

別紙 2（様式第 1 号関係）

誓約書

私は、補助金の交付を申請するに当たり、現在、下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の 5（10）年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- 2 市税等を滞納していない者であること。
- 3 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- 4 佐渡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号の暴力団又は第 2 号の暴力団員に該当しないこと。
- 5 佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱別表第 1 に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

別紙 3 (様式第 1 号関係)

年 月 日

ブロック塀等の点検表

佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、ブロック塀等の点検のチェックポイント(平成 30 年 6 月 21 日付け国住指第 1130 号)に基づき点検したので届け出ます。

申請者氏名	点検日 年 月 日
点検者 (法人名及び代表者名等)	ブロック塀等の所在地 佐渡市

塀の構造	☐ 組積造 ☐ 補強コンクリートブロック造 ☐ 併用
------	---

組積造の場合

1. 塀の高さ	☐ 1.2m以下 ☐ 左記以外
2. 塀の厚さ	☐ 壁頂までの距離の 1/10 以上 ☐ 左記以外
3. 控壁の出	☐ 4m以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出する ☐ 左記以外
4. 基礎の有無	☐ 有 ☐ 不明 ☐ 左記以外
5. 劣化の状況	☐ 亀裂 ☐ 傾き ☐ ぐらつき
6. 基礎の根入れ	☐ 20 cm以上 ☐ 不明 ☐ 左記以外

補強コンクリートブロック造の場合

1. 塀の高さ	☐ 1.2m以下 ☐ 1.2mを超え 2.2m以下 ☐ 2.2mを超える
2. 塀の厚さ	☐ 10 cm以上 ☐ 15 cmを超える ☐ 左記以外
3. 控壁	☐ 3.4m以下ごとに塀の高さの 1/5 倍以上突出する ☐ 左記以外
4. 基礎の有無	☐ 有 ☐ 不明 ☐ 左記以外
5. 劣化の状況	☐ 亀裂 ☐ 傾き ☐ ぐらつき
6. 鉄筋の接合 モルタル充填	☐ 令 62 条の 6 に照らして適切 ☐ 不明 ☐ 左記以外
7. 鉄筋のピッチ 定着	☐ 令 62 条の 8 に照らして適切 ☐ 不明 ☐ 左記以外
8. 基礎の根入れ	☐ 30 cm以上 ☐ 不明 ☐ 左記以外

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

佐渡市長

印

危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました危険ブロック塀撤去等事業補助金の交付について、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった申請書記載事項のとおりとする。
交付の条件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、までに市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、までに市長に報告して指示を受けること。 (4) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

佐渡市長 ⑩

危険ブロック塀撤去等事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました危険ブロック塀撤去等事業補助金の交付について、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

危険ブロック塀撤去等事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった危険ブロック塀撤去等事業補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 取下げ理由

2 その他

様式第 5 号（第10条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

危険ブロック塀撤去等事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業
について、次のとおり変更したいので、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付
要綱第10条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	
変更後の事業費	
補助金変更交付申請額	
添付書類 (1) 変更内容に関する書類 (2) 危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定通知書の写し (3) その他市長が必要と認める書類	

様式第 6 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

佐渡市長

印

危険ブロック塀撤去等事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した危険ブロック塀撤去等事業補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により通知します。

交付決定額 (変更内訳)	変更前の額	
	変更後の額	
	変更の増減額	
変更交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。	
交付の条件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、年 月 日までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、年 月 日までに市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、年 月 日までに市長に報告してその指示を受けること。 (4) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱を遵守すること。	

様式第 7 号（第11条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

危険ブロック塀撤去等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった危険ブロック塀撤去等事業補助金について、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第11条第 1 項の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

交付決定日及び番号		年 月 日 第 号	交付決定額	
着手日		年 月 日	完了日	年 月 日
施 工 者	法人名及び代表者名等			
	所在地又は住所		佐渡市	
添付書類 (1) 工事契約書の写し (2) 状況写真（工事の内容がわかるもの） (3) 領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類				

様式第 8 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 ⑩

危険ブロック塀撤去等事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした 年度
危険ブロック塀撤去等事業補助金については、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 額を変更して確定した理由
- 4 交付予定日

様式第 9 号(第 13 条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

氏名

年度 危険ブロック塀撤去等事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた危険 ブロック塀撤去等事業補助金について、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり請求します。

請求金額							
------	--	--	--	--	--	--	--

振 込 口 座	金融機関名	
	支店等・番号	
	口座番号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

危険ブロック塀撤去等事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった危険ブロック塀撤去等事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 事業の進捗状況が分かる書類

様式第11号（第15条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 ⑩

危険ブロック塀撤去等事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった危険ブロック塀撤去等事業補助金については、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

様式第12号（第16条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 ⑩

危険ブロック塀撤去等事業補助金返還命令書

佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第16条第4項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金等の名称
- 7 補助金等の交付決定通知額
- 8 補助金等の交付済額
年 月 日 交付 円
円 月 日 交付 円
- 9 補助金等の交付決定額

様式第13号（第18条、第19条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

危険ブロック塀撤去等事業補助金返還に係る
（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定の通知を受けた
・額の確定通知を受けた） 年度危険ブロック塀撤去等事業補助金の返還に係
る（加算金・延滞金）の（免除・減額）を受けたいので、佐渡市危険ブロック塀撤
去等事業補助金交付要綱第（18・19）乗第4項の規定により申請します。

記

1 （加算金・延滞金）の額

円

2 （加算金・延滞金）（免除・減額）申請の理由

様式第14号（第20条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 ⑩

危険ブロック塀撤去等事業補助金停止通知書

佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により、補助金等の交付を（停止・再停止）する。

記

1 停止期間

年 月 日から
年 月 日まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要綱別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。
- ・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶助的補助、国県等で定める給付金等を除く。

様式第15号（第22条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

危険ブロック塀撤去等事業補助金返還に係る事故報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった危険ブロック
塀撤去等事業補助金において下記のとおり事故があったので、佐渡市危険ブロック
塀撤去等事業補助金交付要綱第22条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 事故に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了予定

様式第16号（第23条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

危険ブロック塀撤去等事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった危険ブロック
塀撤去等事業補助金の遂行状況を、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付要
綱第23条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況及び進捗率
- 2 事業収支の遂行状況及び進捗率
 - (1) 収入状況
 - (2) 支出状況
- 3 その他

様式第17号（第24条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

危険ブロック塀撤去等事業補助金遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった危険ブロック
塀撤去等事業補助金の遅延について、佐渡市危険ブロック塀撤去等事業補助金交付
要綱第24条の規定により報告します。

記

1 遅延の内容

2 遅延の理由

3 遅延の及ぼす影響

4 経費所要額

交付決定額 交付決定日	年度 受入済額	年度への繰越額	不要額

5 補助事業期間

遅延前

遅延後

6 その他

様式第 1 号（第 6 条関係）
様式第 2 号（第 7 条関係）
様式第 3 号（第 7 条関係）
様式第 4 号（第 9 条関係）
様式第 5 号（第 10 条関係）
様式第 6 号（第 10 条関係）
様式第 7 号（第 11 条関係）
様式第 8 号（第 12 条関係）
様式第 9 号（第 13 条関係）
様式第 10 号（第 14 条関係）
様式第 11 号（第 15 条関係）
様式第 12 号（第 16 条関係）
様式第 13 号（第 18 条、第 19 条関係）
様式第 14 号（第 20 条関係）
様式第 15 号（第 22 条関係）
様式第 16 号（第 23 条関係）
様式第 17 号（第 24 条関係）